

平成 2 5 年 第 2 回

おおい町農業委員会議事録
(縦覧用)

おおい町農業委員会
(平成 2 5 年 2 月 2 6 日)

召集年月日 平成25年2月26日(火)

召集の場所 おおい町役場 2階 正庁

開会 平成25年2月26日 午後2時03分

閉会 平成25年2月26日 午後2時55分

出席委員

| | | | | | |
|-----|----------|-----|------------|-----|------|
| 1番 | 山本 修 | 2番 | 松宮利廣 | 3番 | 小原好一 |
| 4番 | 西 忠彦(会長) | 6番 | 福井明美 | 7番 | 寺本清二 |
| 8番 | 中嶋義男 | 9番 | 今川直樹 | 10番 | 渡辺俊策 |
| 11番 | 東 茂正 | 12番 | 木村正行 | 14番 | 石橋高志 |
| 15番 | 粟谷善一 | 16番 | 浜上雄一 | | |
| 17番 | 小間美也子 | 18番 | 吉岡靖夫 | 19番 | 藤原義隆 |
| 20番 | 小畑信幸 | 21番 | 田中 廣(職務代理) | | |
| 22番 | 大下利男 | | | | |

欠席委員(2名)

| | | | |
|----|------|-----|-------|
| 5番 | 中川啓二 | 13番 | 山下大三郎 |
|----|------|-----|-------|

出席事務局

事務局長 反田志郎 事務局次長 奥 治房

書記 竹浦千鶴 書記 藤原昭洋

提出議案

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請審議について

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

事務局長

皆さんご苦勞様です。

ただ今から、平成25年第2回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に5番中川委員さん、13番山下委員さんから欠席の連絡を受けておりますのでご報告いたします。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案でございますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、平成25年第2回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

先日、県の農業会議が開催され、常任会議員会議が組織されている中であって、前会長の民安会長に引き続き、監査委員の職に任命されましたので報告いたします。

常任会議員会議は毎月開催され、市町から許可相当として進達されました4条、5条に係る審議に、オブザーバー的な立場でかかわることになりました。

その他、県内の情勢、情報が早くに伝わってくることも多いかと存じます。その際には、皆さんにこの場を通じてお伝えできるものと考えております。

それでは、本日上程の3議案、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、20名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議 長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、
恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろ
しいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、6番 福井委員さんと 7番 寺本委員さんを
指名いたします。

議 長 日程2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による
農地の所有権移転許可申請審議について、を議題とします。
それでは、議案の内容について事務局が説明致します。

局 長 はい、議長。
議案第8号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏所有の土地
を、同地区の〇〇〇〇氏が取得するものであります。
詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記竹浦 (議案第6号資料説明)
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件
のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に
つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いており
ますので、農地委員さんからご報告願います。

大下委員 本案の現地につきましては、21日の午後1時30分
から石橋委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認して
まいりました。

申請地は、現在、雑草が立っているのが目立ち、耕作が

放棄されている状態でした。前農業委員の方々が行われた農地パトロールでも、トラクター等機械を入れることにより活用可能な耕作放棄地と判定された場所ではありますが、譲受け人の〇〇さん自身が開墾されると聞いております。また、譲受け人〇〇さんの耕作地と隣接しており耕作にも便利であると思われまます。

また、〇〇さんは、積極的に農業を拡大されておられるようで、今回、申請地を取得し、農業を営まれるにはなんら問題が生じるものではないと判断いたします。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

議 長 日程3 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請審議について を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局に説明させます。

局 長 はい、議長。

議案第7号は、おおい町〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が、息子の〇〇〇氏の結婚に伴い、現在の住居では手狭になるため、〇〇〇氏の離れを建設するために農地を転用するものであります。詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記竹浦 (議案第7号資料説明)

申請地は、住宅が連たんする集落内にありますので、第3種農地の要件を満たしており、許可できるものと判断されます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

大下委員 　　本案の現地につきましても、21日の午後、石橋委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。

申請地は、おおい町〇〇〇〇 〇〇地区の住民の生活幹線道路沿いにあります。

申請地には、借人 〇〇〇さんの祖父が昭和40年から営んでいた〇〇〇〇の一部が残っておりましたが、農地に無断転用で〇〇を建てたことについては、息子である貸人 〇〇さんより始末書が提出されていることを事務局より聞いております。なお、この〇〇〇〇は、この転用の際に取り壊すとのことです。

また、議案7ページにありますように、〇〇氏所有の他の農地も確認してまいりましたが、現に耕作されておりましたので、今回の転用についてはやむを得ないと思われま

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告
がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませ
んか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第7号
農地法第5条第1項の規定による農地の使用貸借権設定許
可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進
達するものと決定します。

議 長 日程4 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による農
地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。
それでは、議案の内容について事務局から説明致しま
す。

局 長 はい、議長。

議案第8号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏所有の農地
に、息子である〇氏が住宅を建築するため、所有権移転
の許可を申請するものであります。詳細については、書
記の竹浦に説明させます。

書記竹浦 (議案第8号資料説明)

申請地は、〇〇集落内の住宅が連たんする中にありま
すので、第3種農地の要件を満たしており、許可できる
ものと判断されます。

議 長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

石橋委員 　　本案の現地につきましても、21日の午後、大下委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。

　　現在、〇〇さん夫婦は母屋に住み、〇さん家族は母屋の前にある離れに住んでおりますが、母屋が老朽化してきたため、母屋の建て替えを計画されたようですが、母屋の一部が隣接する他人の土地にかかっており、資金の借入れが出来なかったことから、申請地に〇さんの離れを建て、現在〇さんが生活している離れに〇〇さん夫婦が移り住むとのことです。

　　代替え地についても確認してまいりましたが、〇〇さん家族の所有農地は、13ページのとおり申請地以外には土地改良をした農用地区域の第1種農地でしたので、今回の申請はやむを得ないと思われまます。

　　また、今回の申請が使用貸借権設定ではなく所有権移転であることは、家の代替わりとして、譲受人である息子の〇さんの名義とするためと聞いております。

議 長 　　事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第8号農地法第5条第1項の規定による農地の所有権移転設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 それではこれで、平成25年第2回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。